

第3回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会

配付資料

第3回 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会

議事次第

平成31年1月17日（水）

10:00～

於：総理大臣官邸大会議室

- 開会
- 事務局報告事項
- 天皇陛下御在位三十年記念式典の細目について
- 剣璽等承継の儀等の次第概要等について
- 閉会

（配付資料）

- 資料1 皇位継承式典関係（一般会計）予算額（案）
- 資料2 「祝賀御列の儀」における天皇皇后両陛下のお車の選定について
- 資料3 内閣総理大臣夫妻主催晩餐会場の選定について
- 資料4 天皇陛下御在位三十年記念式典の細目について（案）
- 資料5 剑璽等承継の儀の次第概要等について（案）
- 資料6 即位後朝見の儀の次第概要等について（案）
- 資料7 退位礼正殿の儀の次第概要等について（案）
- 資料8 御即位当日における祝意奉表について（案）

資料1

平成31年1月17日
皇位継承式典事務局

皇位継承式典関係(一般会計)予算額(案)

(単位:億円)

事項	平成2年度 予算額(A)	皇位継承式典関係予算額(案)				差引 (B-A)	増減率 (B/A)
		平成30年度 当初予算額	平成30年度 第2次補正 予算額(案)	平成31年度 予算額(案)	合計(B)		
内閣府	33.5	9.4	0.1	26.6	36.1	2.6	107.6%
宮内庁	26.8	7.2	0	25.8	32.9	6.1	122.9%
警察庁(警衛警備等経費)	53.8	0	0	38.2	38.2	△ 15.6	70.9%
外務省(外国賓客滞在等関係経費)	9.8	0	0	50.8	50.8	41.0	518.1%
防衛省(不測事態対処、儀じょう等実施等経費)	-	0	0	2.9	2.9	2.9	-
合計	123.9	16.5	0.1	144.2	160.8	36.9	129.8%

※四捨五入等の関係上、合計等が一致しない場合がある。

※上記予算額には、各府省庁において行う慶祝行事関係予算額は含まれない。

※内閣府の平成2年度予算額については、比較のため今回の要求に合わせて組替えを行っている。

※内閣府の平成30年度当初予算額については、平成2年度予算額との比較のため、平成30年度皇室費計上額を便宜上記載した。

※内閣府の平成30年度第2次補正予算額(案)については、祝賀御列の儀に用いる車両調達(設計・開発等)経費を計上。

※上記のほか、国土交通省(空港等特別警備実施経費)においては、0.9億円を自動車安全特別会計空港整備勘定において予算計上(平成2年度予算額計上無し)。

※皇室費の大嘗祭経費については、5.6億円程度の後年度負担を想定している(大嘗宮撤去後の原状復帰費用)。

「祝賀御列の儀」における天皇皇后両陛下のお車の選定について

平成 31 年 1 月 17 日
皇位継承式典事務局

「祝賀御列の儀」における天皇皇后両陛下のお車の選定については、次のとおり。

第 1 お車に求められる要件等

(1) 第 2 回式典委員会において、「新車の要件」として掲げられた以下を満たすことが前提。

- ① 国内で入手可能
- ② 車列を組む他の車両より車格が高く、サイズが大きい
- ③ 後部座席に一定の広さを確保可能
- ④ 安全性能（衝突安全、自動ブレーキ等）が高い
- ⑤ 環境性能（燃費、排出ガス浄化性能等）が高い

(2) 儀式の趣旨等を踏まえると、以下の点も考慮する必要。

- ア. 後部座席にご乗車になる天皇皇后両陛下のお姿が沿道等から見えやすいこと。
- イ. 環境物品等の調達に関する内閣府本府が定める方針（平成 30 年度）に合致すること。
- ウ. 車体強度の確認、試験走行等を十分に行った上で、儀式までに余裕をもった期日までに確実に納車される見込みがあること。
- エ. 用途に支障をきたすことのないよう良好な整備・保守サービスを継続的に受けることのできる体制が整えられていること。
- オ. 儀式終了後の有効活用や日常の保守管理が容易であること。

第 2 検討結果

事務局において検討した結果、第 1 に掲げる要件等を全て満たす車両はトヨタ自動車株式会社の「センチュリー」（現行の市販車をオープン・カーに改造）のみであった。

よって、「祝賀御列の儀」で用いるお車は、トヨタ自動車株式会社の「センチュリー」とする。

資料 3

内閣総理大臣夫妻主催晚餐会場の選定について

平成 31 年 1 月 17 日
皇位継承式典事務局

内閣総理大臣夫妻主催晚餐会場の選定については、次のとおり。

第 1 選定のポイント

- ① 伝統文化の発信のための舞台スペース（平成度実績：220席分）を除いて、参列者約900名の正餐が行える宴会場を有すること。
- ② 元首等を含む各国の要人をおもてなしするため、非常に高いレベルでの接客及び充実した設備・ノウハウを兼ね備えたホテルであること。
- ③ 当日（10月23日）及び舞台セットのために前日（22日）が使用可能であること。
- ④ 晩餐会の円滑な挙行及び参列者の安全確保等のため、同日（23日）に大きなイベントがないこと。

第 2 結果

事務局において調査した結果、選定のポイント①～④までの全ての項目をクリアしたホテルは、「ホテルニューオータニ」のみ。
よって、晚餐会場を「ホテルニューオータニ」とする。

天皇陛下御在位三十年記念式典の細目について（案）

平成31年1月 日
内閣総理大臣決定

天皇陛下御在位三十年記念式典の細目については、下記のとおりとする。

記

天皇皇后両陛下御臨席

天皇皇后両陛下が御臨席になる。

開式の辞

内閣官房長官が開式の辞を述べる。

国歌斉唱

国歌を斉唱する。

内閣総理大臣式辞

内閣総理大臣が式辞を述べる。

祝辞

衆議院議長が祝辞を述べる。

参議院議長が祝辞を述べる。

最高裁判所長官が祝辞を述べる。

在本邦外交団団長が祝辞を述べる。

国民代表の辞

内堀雅雄氏（福島県知事）が国民代表の辞を述べる。

川口順子氏（元参議院議員・元外務大臣・元環境大臣）が国民代表の辞を述べる。

御製及び御歌朗読

波乃久里子氏が御製及び御歌を朗読する。

記念演奏

三浦大知氏が記念演奏（歌声の響：御作詞（琉歌） 天皇陛下、御作曲 皇后陛下）を行う。

鮫島有美子氏が記念演奏（おもひ子：御作曲 皇后陛下、詩 宮崎湖処子）を行う。

天皇陛下のおことば

天皇陛下のおことばがある。

万歳三唱

内閣総理大臣が御在位三十年を祝して万歳を三唱する。参列者が唱和する。

閉式の辞

内閣官房長官が閉式の辞を述べる。

天皇皇后両陛下御退席

天皇皇后両陛下が御退席になる。

※司会は草野満代氏

内堀 雅雄(うちぼり まさお)



- ・福島県知事。
- ・昭和61年自治省入省、平成13年から福島県へ出向、福島県生活環境部次長、生活環境部長、企画調整部長を経て、平成18年から平成26年まで福島県副知事、平成26年10月の福島県知事選挙に立候補し、当選
- ・平成30年10月28日投開票の福島県知事選挙で再選。(現在2期目)

川口 順子(かわぐち よりこ)



- ・元参議院議員、元外務大臣、元環境大臣
- ・昭和40年通商産業省入省、平成4年通商産業大臣官房審議官、平成5年サントリー株式会社常務取締役、平成12年環境庁長官、平成13年環境大臣、平成14年外務大臣、平成16年内閣総理大臣補佐官、平成17年～平成25年参議院議員、平成30年～現在武蔵野大学客員教授
- ・平成18年の天皇皇后両陛下のシンガポール及びタイ御訪問（マレーシアお立ち寄り）の際に首席随員を務めた
- ・平成29年春旭日大綬章受章

波乃 久里子(なみの くりこ)



- ・劇団新派女優。父:17世中村勘三郎 弟:18世中村勘三郎
- ・昭和25年17世中村勘三郎襲名披露初春大歌舞伎公演にて初舞台
- ・昭和36年劇団新派入団、初代八重子に師事
- ・主な受賞歴は昭和47年「雁・お玉の行く道」で芸術祭優秀賞、昭和54年「わかれ道」「紙屋治兵衛」で芸術選奨文部大臣新人賞、「大つごもり」「遊女夕霧」で菊田一夫演劇賞などがある
- ・平成23年春紫綬褒章受章、平成28年秋旭日小綬章受章

三浦 大知(みうら だいち)



- ・歌手
- ・平成9年「Folder」としてデビュー
- ・9歳でメインボーカルとしてシングルを発売し、テレビ番組にレギュラー出演
- ・平成24年日本武道館にて初公演
- ・平成29年NHK紅白歌合戦に初出場し、平成30年には2年連続の出場を果たす

鮫島 有美子(さめじま ゆみこ)



- ・ソプラノ歌手
- ・昭和50年に二期会オペラ「オテロ」のデズデーモナで主役デビュー。その後、ドイツ政府奨学生としてベルリン音楽大学に留学
- ・昭和60年「日本のうた」でレコードデビュー
- ・平成2年NHK紅白歌合戦に出場
- ・平成21年「天皇陛下御在位二十年記念式典」にて祝いの歌を歌唱

草野 満代(くさの みつよ)



- ・元NHKアナウンサー
- ・平成元年NHK入局
- ・平成4年リレハンメルオリンピック開会式実況中継
- ・平成7年～8年NHK紅白歌合戦で総合司会を務める
- ・平成8年アトランタオリンピック現地キャスター
- ・平成9年NHK退職
- ・平成9年第39回輝く日本レコード大賞で司会を務める
- ・平成22年年金業務監視委員会委員
- ・平成27年社会資本整備審議会委員
- ・現在、ラジオ番組「夕暮れWONDER4」、テレビ番組「ごはんジャパン」、出演中

剣璽等承継の儀の次第概要等について（案）

平成 31 年 1 月 日
天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う
式典委員会決定

剣璽等承継の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

記

1 次第概要

儀式の次第概要は、別紙 1 のとおりとする。

2 参列者推薦基準

儀式の参列者推薦基準は、別紙 2 のとおりとする。

3 式場

正殿松の間

4 服装

男子 燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの（モーニングコートも可）

女子 ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの

勲章着用

5 その他

儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

別紙1

剣璽等承継の儀次第概要

天皇陛下お出まし

[皇嗣殿下及び成年の親王殿下が供奉]

侍従がそれぞれ剣、璽並びに国璽及び御璽を捧持して入室

侍従がそれぞれ剣及び璽を御前の案上に奉安

侍従が国璽及び御璽を御前の案上に奉安

天皇陛下御退出

[侍従がそれぞれ剣、璽並びに国璽及び御璽を捧持]

[皇嗣殿下及び成年の親王殿下が供奉]

[儀式は、午前10時30分（天皇陛下お出まし）に始まり、おおむね午前10時40分（天皇陛下御退出）に終わる。（予定）]

別紙2

剣璽等承継の儀参列者推薦基準

1 立法機関

衆・参両院議長、副議長

2 行政機関

内閣総理大臣、国務大臣

3 司法機関

最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）

即位後朝見の儀の次第概要等について（案）

平成 31 年 1 月 日
天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う
式典委員会決定

即位後朝見の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

記

1 次第概要

儀式の次第概要は、別紙 1 のとおりとする。

2 参列者推薦基準

儀式の参列者推薦基準は、別紙 2 のとおりとする。

3 式場

正殿松の間

4 服装

男子 燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの（モーニングコートも可）

女子 ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの

勲章着用

5 その他

儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

別紙1

即位後朝見の儀次第概要

天皇皇后両陛下お出まし

〔 皇嗣同妃両殿下始め成年の皇族各殿下が供奉 〕
天皇陛下のおことば

国民代表の辞（内閣総理大臣）

天皇皇后両陛下御退出

〔 皇嗣同妃両殿下始め成年の皇族各殿下が供奉 〕

〔 儀式は、午前11時10分（天皇皇后両陛下お出まし）に始まり、おおむね午前11時20分（天皇皇后両陛下御退出）に終わる。（予定） 〕

別紙2

即位後朝見の儀参列者推薦基準

1 立法機関

- (1) 衆・参両院議長及び副議長
- (2) 衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長
- (3) 参議院の常任委員長、特別委員長、調査会長、審査会長
- (4) 衆・参両院事務総長、国立国会図書館長

2 行政機関

- (1) 内閣総理大臣
- (2) 国務大臣
- (3) 内閣官房副長官、副大臣
- (4) 内閣法制局長官
- (5) 前記(2)及び(3)に掲げる者以外の認証官

3 司法機関

- (1) 最高裁判所長官
- (2) 最高裁判所判事
- (3) 高等裁判所長官
- (4) 最高裁判所事務総長

4 地方公共団体

- (1) 都道府県知事の代表及び都道府県議会の代表 各2名
- (2) 市長の代表及び市議会の代表 各2名
- (3) 町村長の代表及び町村議会の代表 各2名

5 その他

6 以上の者の配偶者

退位礼正殿の儀の次第概要等について（案）

平成 31 年 1 月 日
天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う
式典委員会決定

退位礼正殿の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

記

1 次第概要

儀式の次第概要は、別紙 1 のとおりとする。

2 参列者推薦基準

儀式の参列者推薦基準は、別紙 2 のとおりとする。

3 式場

正殿松の間

4 服装

男子 モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの

女子 ロングドレス、デイドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの

5 その他

儀式の細目は、宮内庁長官が定める。

別紙1

退位礼正殿の儀次第概要

天皇皇后両陛下お出まし

〔侍従がそれぞれ剣、璽並びに国璽及び御璽を捧持
　皇太子同妃両殿下始め成年の皇族各殿下が供奉〕

侍従が剣、璽並びに国璽及び御璽を案上に奉安

国民代表の辞（内閣総理大臣）

天皇陛下のおことば

天皇皇后両陛下御退出

〔侍従がそれぞれ剣、璽並びに国璽及び御璽を捧持
　皇太子同妃両殿下始め成年の皇族各殿下が供奉〕

〔儀式は、午後5時（天皇皇后両陛下お出まし）に始まり、おおむね午後5時10分
(天皇皇后両陛下御退出)に終わる。（予定）〕

別紙2

退位礼正殿の儀参列者推薦基準

1 立法機関

- (1) 衆・参両院議長及び副議長
- (2) 衆議院の常任委員長、特別委員長、審査会長
- (3) 参議院の常任委員長、特別委員長、調査会長、審査会長
- (4) 衆・参両院事務総長、国立国会図書館長

2 行政機関

- (1) 内閣総理大臣
- (2) 国務大臣
- (3) 内閣官房副長官、副大臣
- (4) 内閣法制局長官
- (5) 前記(2)及び(3)に掲げる者以外の認証官

3 司法機関

- (1) 最高裁判所長官
- (2) 最高裁判所判事
- (3) 高等裁判所長官
- (4) 最高裁判所事務総長

4 地方公共団体

- (1) 都道府県知事の代表及び都道府県議会の代表 各2名
- (2) 市長の代表及び市議会の代表 各2名
- (3) 町村長の代表及び町村議会の代表 各2名

5 その他

6 以上の者の配偶者

御即位当日における祝意奉表について（案）

平成 31 年 1 月 日
天皇陛下の御退位及び
皇太子殿下の御即位に伴う
式典委員会決定

御即位当日（5月1日）、祝意を表すため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。